

総務大臣

村上 誠一郎 様

# 要 望 書

令和7年7月24日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から14年が経過し、この間、当市では総力を挙げて、この未曾有の災害からの復旧・復興に向け、取り組んできました。

その結果、インフラの復旧や居住環境等の整備は概ね完了し、働く場の確保や子育て環境の充実等の取組について、一定の成果が見られるようになりました。

しかしながら、原子力災害被災地域においては、いまだ多くの住民が避難生活を続ける中、生活再建に向けた取組や長引く風評被害への対応に加え、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた更なる取組が求められております。

こうした中、令和7年6月20日に「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、原子力災害被災地域においては、福島復興及び再生はこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであり、『第2期復興・創生期間』以降も引き続き国が前面に立って取り組むこと、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応することとしております。

このことから、第3期復興・創生期間においても、被災地の復興が停滞することのないよう、新たな課題への対応も含め、引き続き国が責任を持って、しっかりと支援いただきますよう下記のとおり要望いたします。

## 記

### 1 原子力災害からの復興・再生に向けた人材確保対策に係る財政支援の継続について

当市では、人材の確保なくして第3期復興・創生期間における原子力災害からの本格的な復興・再生に向けた更なる取組の推進は困難であるため、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費について、引き続き、全額を震災復興特別交付税により確実に措置すること。